平成２６年（フ）第１３６号
神戸市垂水区学が丘２丁目１番425―202号
債務者　増田　恵巳
1　決定年月日時　平成26年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１４８号
神戸市東灘区本山北町５丁目４番２号　グレンコート岡本101号、従前の住所兵庫県芦屋市宮塚町15番６―205号
債務者　多田　まり（旧姓式田）
1　決定年月日時　平成26年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１５３号
神戸市北区有野台６丁目21番地　Ｂ36棟501号
債務者　宇津　　誠
1　決定年月日時　平成26年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１５６号
神戸市兵庫区駅前通１丁目２番12号　50Ｅ、従前の住所神戸市兵庫区駅南通３丁目２番20―201号
債務者　クロロフイル美顔教室ｗｅｓｔ　ｋｏｂｅこと　尾崎　恵子
1　決定年月日時　平成26年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１８１号
神戸市兵庫区菊水町９丁目11番15号　宝パナハイツ211号
債務者　徳久　一登
1　決定年月日時　平成26年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２０９号
神戸市東灘区森北町５丁目８番11号　セントラルハイツ岡本パートⅡ102号
債務者　田中　悦子
1　決定年月日時　平成26年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１０号
福島県伊達郡桑折町大字上郡字五郎内28番地、従前の住所福島県伊達郡桑折町大字谷地字南25番地の26　デーア・ピアッツァＫ―Ⅱ202号
債務者　加賀みゆき
1　決定年月日時　平成26年４月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
福島地方裁判所

平成２６年（フ）第８６６号
大阪府東大阪市小阪２丁目９番21号
債務者　松井　光俊
1　決定年月日時　平成26年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第８３号
静岡県浜松市中区上浅田２丁目６番34号　グランドガーデンルプラ105
債務者　栗野　眞喜
1　決定年月日時　平成26年４月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月23日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第５３号
愛知県豊橋市西浜町９番地２　101、従前の住所愛知県豊川市蔵子６丁目９番地13　ハピネス蔵子202号
債務者　青木　宏修
1　決定年月日時　平成26年４月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月26日午後１時30分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第３９２号
横浜市中区長者町１丁目１番地14　ホテルミライ514号室
債務者　竹内　利秋
1　決定年月日時　平成26年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３８７号
神奈川県海老名市国分北１丁目35番10号　トーワ202号室
債務者　木内　裕貴
1　決定年月日時　平成26年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１５２号
東京都小平市学園西町３丁目22番19号第１コーポ松崎103号
債務者　三澤　敏子
1　決定年月日時　平成26年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月30日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１０３号
静岡市清水区谷津町１丁目321番地の１　アルソーレＣ
債務者　佐藤　伍一
1　決定年月日時　平成26年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月３日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３３号
愛知県豊橋市小浜町168番地、従前の住所愛知県豊川市本野ケ原４丁目69番地　セジュール小嶋105号
債務者　久保田悠也
1　決定年月日時　平成26年４月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月６日午前10時40分
名古屋地方裁判所豊橋支部